

世界遺産登録30周年記念事業実施業務公募型プロポーザル説明書

1 委託業務内容

- (1) 業務名
世界遺産登録30周年記念事業実施業務
- (2) 委託期間
契約締結日から令和9年2月26日（金）まで
- (3) 業務内容
別紙 世界遺産登録30周年記念事業実施業務基本仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (4) 本業務に係る費用
本業務の委託限度額は、42,700,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以内とする。
- (5) 契約担当
世界遺産登録30周年記念事業実行委員会事務局（広島市経済観光局観光政策部内）
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市役所本庁舎5階
電話：082-504-2767 FAX:082-504-2253
E-Mail：kanko-pro@city.hiroshima.lg.jp

2 参加資格

参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 単体企業の参加資格
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び広島市契約規則（昭和39年広島市規則第28号）第2条の規定に該当していない者であること。
 - イ 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
 - ウ 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札資格の取消しを受けていないこと。
 - エ 次に掲げる者でないこと。
 - (ア) 世界遺産登録30周年記念事業業務委託審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員
 - (イ) (ア)が経営又は運営に直接関与している法人
 - (ウ) 世界遺産登録30周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）の構成団体（ただし、実行委員会の構成団体に加盟する法人を除く。）
 - オ 再委託する場合の再委託予定事業者についても、上記アからエの要件を全て満たしていること。
- (2) 共同事業体（複数の法人で構成されるグループ）の参加資格
 - ア 構成員の全てが(1)アからエの要件を全て満たしていること。
 - イ 再委託する場合の再委託予定事業者についても、(1)アからエの要件を全て満たしていること。
 - ※1 「経営に直接関与している法人」とは、審査委員会委員が当該法人の議決権の数の割合の百分の五十を超えて所有しているなど、会社法施行規則第3条に規定する「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」における法人を指す。
 - ※2 「運営に直接関与している法人」とは、審査委員会委員が代表権を有している法人又は役員等となっている法人を指す。
 - ※3 「役員等」とは、次の者を指す。
 - ・ 株式会社（特例有限会社を含む。）の取締役（社外取締役を含む。ただし、指名委員会等

設置会社の取締役を除く。)

- ・ 持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の業務を執行する社員
- ・ 組合の理事又はこれらに準ずる者
- ・ 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選出された管財人
- ・ 指名委員会等設置会社における執行役

3 公募型プロポーザル参加申込み

(1) 提出書類

次の書類を各1部提出し、参加資格の審査を受けること。また、共同事業体が応募する場合は、構成員全員について、ウからオの書類を提出すること。

ア 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）

イ 構成員調書（様式2）※共同事業体が応募する場合のみ。

ウ 履歴事項全部証明書

エ 広島市税について滞納がないことを証する納税証明書（発行年月日が申請提出日から3か月前の日以降のもの・複写不可。）

※ 広島市に納税義務がない場合は、申立書（様式3）を提出すること。

オ 消費税及び地方消費税について未納がないことを証する納税証明書（発行年月日が申請提出日から3か月前の日以降のもの・複写不可。）

(2) 申込期間

公示日から令和8年5月19日（火）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項第1号から第3号までに掲げる日をいう。以下同じ。）を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで。

(3) 提出場所

前記1(5)に同じ。

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着とする。）で提出すること。

(5) 提出した書類について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(6) 参加資格確認結果の通知

審査後、速やかに参加資格確認結果を書面にて通知する。

4 質問の受付と回答

(1) 仕様書等の内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 公示日から令和8年5月13日（水）までの閉庁日を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで。

イ 受付場所 前記1(5)に同じ。

ウ 受付方法 仕様書等に関する質問書（様式4）に記入の上、電子メール又はFAXいずれかの方法で提出すること。

(2) 前記(1)の質問に対する回答は、電子メール又はFAXにより質問者に直接回答するとともに、前記1(5)において、令和8年6月2日（火）までの閉庁日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで閲覧に供するものとし、広島市ホームページにも掲載する。

5 企画提案書の提出

(1) 企画提案書記載項目

表紙には、「世界遺産登録30周年記念事業実施業務 企画提案書」と記載するとともに、社名を記載すること（ただし、社名の記載は正本のみとし、副本には、社章など、提案者が類推できる表現は記載しないか、マスキングを施すこと。）。

企画提案書に記載する内容は、以下(2)、(3)のとおりとする。なお、企画提案書に記載する内容は、文書、イメージ図などを用い、具体的に記載すること。

(2) 実施体制、類似事業等に関する業務実績

ア 実施体制

業務従事者を明記した体制を示す資料を作成すること。

なお、業務従事者のうち責任者については、役職、職歴等を記載すること。また、再委託先がある場合は、業務分担、分担する理由も併せて記載すること。

イ 類似事業等に関する業務実績

実施主体（クライアント）、実施年次、事業費、事業内容、成果を記載すること。

ウ 業務スケジュール

業務ごとの手順及びその実施時期を含む詳細なスケジュールを記載すること。

(3) 企画提案の内容

ア 実施方針

仕様書に示した業務の目的を踏まえ、企画全体の考え方、コンセプト、実施に当たっての基本方針を記載すること。

イ パネル展の開催等（二つの世界遺産の価値等を伝える資料の展示等）

(ア) 展示のコンセプト、展示設備の仕様（構造、素材、設置方法等耐久性及び安全性の確保が確認できるもの）、レイアウト案、写真・資料等の選定方針などを具体的に記載すること（原爆ドーム、厳島神社それぞれ分けて記載すること。）。

(イ) 講話会等の開催形式、回数、場所、講師候補とその選定理由、テーマ、想定参加者数等を具体的に記載すること。

(ウ) 「こども向けコーナー」について、企画内容、対象年齢等を具体的に記載すること。

ウ 体験型周遊イベントの開催

(ア) デジタルスタンプラリーの実施内容について、実施方法（活用するシステムの概要、機能及び運用方法等）、スタンプ獲得スポット案とその選定理由、参加促進の取組（インセンティブ、広報方法等）などを具体的に記載すること。

(イ) その他、誘客及び周遊促進を目的とした体験型周遊イベントについて、企画内容、実施方法、期待される効果等を具体的に記載すること。

エ マナー啓発イベントの開催

開催場所、回数、企画内容、実施方法等を具体的に記載すること。

オ 路面電車関連企画

(ア) 車体ラッピングのデザイン案等を記載すること。

(イ) その他、路面電車を活用した企画内容について具体的に記載すること。

カ 他都市でのPRイベントの開催

出展するPRイベントの候補とその選定理由、イベントにおける展示等の企画内容などを具体的に記載すること。

キ プロモーション

(ア) 動画の制作

制作する動画のコンセプト、展開イメージ等について、静止画や絵コンテなどを用いて具体的に記載すること。また、訴求力の高い動画とするための工夫や、人物を起用する場合はプロフィール・実績・起用する理由等を記載すること。

(イ) 特設ホームページの作成

- トップページ及び主要ページのデザイン、構成案、掲載記事案等を具体的に記載すること。
- (ウ) SNS等を活用したプロモーション
情報発信の方法(媒体)、回数、期間、期待できる効果等について具体的に記載すること。
 - (エ) 広報物の制作
制作する媒体、デザイン案、期待できる効果等について具体的に記載すること。
 - (オ) その他、効果的なプロモーションについて独自提案がある場合は、取組の内容、実施方法、期待できる効果等を具体的に記載すること。

ク その他の効果的な取組

当業務の目的達成に資する独自提案がある場合は、内容、実施方法、期待される効果等を記載すること。

ケ 費用の内訳

業務に係る費用について、項目別に内訳(単価、数量、単位、積算根拠)を明確に記載すること。また、仕様書の「4業務内容」(1)ア～エ、(6)ア・イ、(7)及び(8)(以下「補助対象業務」という。)については、文化庁の文化芸術振興費補助金を活用して実施するため、「補助金対象業務」と「その他の業務」に区分した上で、一般管理費等の諸経費及び消費税をそれぞれの区分ごとに算出し、小計を記載すること。

(4) 提出部数等

ア 提出部数 正本1部、副本10部

イ 書式体裁 大きさは、A4判縦置き横書きとし、表紙、裏表紙、目次及び本文の全てを含めて15枚以内とする(資料やイメージ図など、見やすくするためA3用紙を使用する場合は、A4用紙の大きさに3ツ折にすることとする。A4は両面又は片面いずれも可、A3は片面のみ可)。

プレゼンテーション時にプロジェクターで投影するスライドはA4版横置きでも可能とする(ただし、企画書の内容は同一のまま)。

ウ その他 企画提案書は1者1提案とし、2提案以上の企画提案書が提出された場合は失格とする。また、採用された提案の著作権は実行委員会に帰属する。

(5) 提出期限及び提出場所等

ア 提出期限 令和8年6月2日(火)

イ 提出場所 前記1(5)に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)にて提出すること。

6 審査方法

(1) 企画提案書の審査は、審査委員会が行う。

(2) 審査基準

別紙 受託候補者特定基準のとおり。

(3) 受託候補者の特定

ア 受託候補者の特定に当たっては、審査(プレゼンテーション)を実施し、審査結果に基づいて決定する。ただし、提案者が3者を超える場合は、第1次審査(書面審査)を実施したのち、その審査結果に基づいて第2次審査(プレゼンテーション)の対象者を決定する。

イ 審査委員会において、提案者の得点により順位を決定し、得点の第一順位の者を受託候補者として特定する。

ただし、本業務を実施する目的、内容に鑑み、受託候補者特定基準の合計得点(100点満点)が、審査委員会の求める最低水準(60点)に達していない場合、又は、「1実施体制、類似事例及び業務スケジュールの内容」の(1)実施体制(5点満点)、(2)類似事業等に関する業務実

績（5点満点）、(3)スケジュール（5点満点）がそれぞれ、審査委員会の求める最低水準（3点）に達していない場合は、受託候補者とせず、得点の第二順位の者を受託候補者として特定する。

なお、得点の第二順位以下の者も同様に上記の最低水準に達していない場合は、受託候補者とししない。

ウ 得点と同じ者が2者以上いる場合には、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。

7 審査実施日及び審査結果

(1) 審査概要

ア 第1次審査（書面審査）

提案者が3者を超える場合は、提出された企画提案書について令和8年6月8日（月）に書面審査を実施した上で第1次審査通過者を決定し、提案者が3者を超えない場合は、書面審査を実施したとみなし、全提案者を第1次審査通過者とする。

提案者数に関わらず、令和8年6月9日（火）までに、書面により全ての提案者に審査結果を通知する。

イ 第2次審査（プレゼンテーション）

第1次審査通過者を対象に令和8年6月12日（金）に実施し、令和8年6月15日（月）までに、書面により第2次審査に参加した提案者に審査結果を通知する。

参加者による提案内容の説明は20分程度、質疑応答は15分程度として実施することを予定している。なお、追加資料の配付は認めない。審査時間や場所については別途通知する。

(2) 審査結果の公表

契約の締結後、提案者全員の商号又は名称、評価結果及び受託候補者特定結果について、広島市ホームページで公表する。

8 契約の方法等

(1) 受託候補者として特定された者から見積書を徴取の上、随意契約をする。

(2) 契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に実行委員会を被保険者とする履行保証保険を締結したとき。

イ 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 企画提案の選定後、提案者と協議の上、企画提案の内容に変更を加える場合、委託料の額を調整することがある。

(4) 受託候補者と協議が整わなかったときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、随意契約をする。

(5) 受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、随意契約する予定である。また、決定を取り消された者は、契約予定金額に対する入札保証金相当の損害賠償金（契約予定金額の100分の5）を支払うものとする。

9 その他

(1) 企画提案書及び契約手続等において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。

(2) 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 提出期限後における企画提案書等の差替及び再提出は認めない。企画提案書等について虚偽の記載をし、その他不正行為をした場合は、失格及び指名停止その他の措置を講ずることがある。
- (5) 企画提案書に係る内容は、受託候補者を特定する目的以外に、提出者に無断で使用しない。ただし、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。
- (6) 事業の実施に当たっては、提案内容を基に詳細な内容を実行委員会と協議の上決定することとする。
- (7) 公募に参加しようとする者は、審査委員会の委員の選任後から本契約案件の受託候補者特定結果の公表までの間において、本契約案件に関して、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格を失うことがある。

10 問合せ先

前記1(5)に同じ。